

「高齢者と相続手続き」を考える

対応がバラバラ

相続預金の払戻しや名義変更で

相続コンサルティングをやっていると、金融機関の相続手続きについて相談を受けることが多くなっています。

高齢になられて、配偶者の方が亡くなり、相続手続きを自身でなさる場合などは、とても大変な場合が多くあります。以前お伝えした相続で、相続預金の払戻しや名義変更を行う際に、遺産分割協議を相続人間で行い、預貯金について配偶者がすべて相続し、現金で代償分割を行う旨の遺産分割協議書を作成しました。その「原本」と相続関係者の印鑑証明書、被相続人の原簿、相続関係者の戸籍謄本などの「原本」を持参して、クライアントが手続きを求めると、金融機関の担当者は所定の用紙に相続人全員の署名・捺印などを求めたそうです。

私共の方にクライアント

金融機関によっては、

マニュアル通りの対応で混乱

金融機関で所定の用紙に相続人全員の署名・捺印？

相続問題を活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役
東 潤一

..... 24

あづま・じゅんいち
株式会社UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から兼合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

もう少し臨機応変に対応できないか

「他の銀行がそのように対応しているのか」と尋ねると、「他の銀行がそのように対応している」ということ。実際、クライアントから金融機関に手続きに訪れた際の話を伺っていると、金融機関によって対応が異なることが多くあります。例えば、相続預金の払戻しや名義変更を行う際に、遺産分割協議を相続人間で行い、預貯金について配偶者がすべて相続し、現金で代償分割を行う旨の遺産分割協議書を作成しました。その「原本」と相続関係者の印鑑証明書、被相続人の原簿、相続関係者の戸籍謄本などの「原本」を持参して、クライアントが手続きを求めると、金融機関の担当者は所定の用紙に相続人全員の署名・捺印などを求めたそうです。

トからお電話があり、金融機関担当者に電話を替わってもらい、直接話をしました。「遺産分割協議書・相続人確認書類・印鑑証明書などを持参し、金融機関で原本確認の上コピーを取れば、所定の証紙に相続人の署名捺印は必要ないのではないか」と申し入れたら、「すべての金融機関で」ということになりました。

また、支店によっては担当者が不慣れで、取扱規程を確認し、不明な点を確認し、不明な点を把握し、適切な対応を行うという、曖昧な対応をするということがあります。また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

贈与事実が確認できる証拠残す

家族名義の預金にご注意

その点、生命保険は支払い手続きが確立されているので、相続の際には大変役に立ちます。クライアントからも「生命保険は手続きも簡単で、スムーズに手続きができる」という声をよく聞きます。実際に相続の手続きに

関わり、今更ですが生命保険はやはり相続に強いと感じます。保険料の負担を抑えるというところで定期保険を活用したリスク・マネージメントも人気ですが、高齢化社会では相続時の手続きを考慮して終身保険のメリットを提案することも大切と感じます。

このように相続に強い生命保険ですが、死亡保険金受取人を指定していないと、今更ですが生命保険はやはり相続に強いと感じます。保険料の負担を抑えるというところで定期保険を活用したリスク・マネージメントも人気ですが、高齢化社会では相続時の手続きを考慮して終身保険のメリットを提案することも大切と感じます。

預貯金については、ペイオフ対策として家族名義で預けられている場合があります。これも相続税の負担が生じる場合が多いです。また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

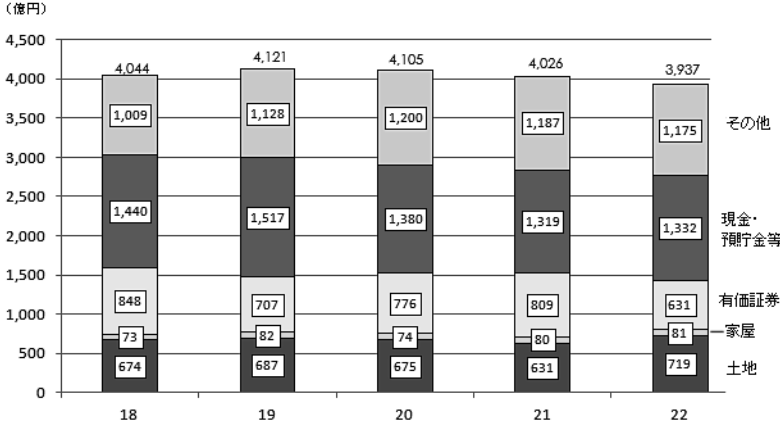
(贈与)
民法第549条
贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

高齢者のクライアントの場合、相続税の負担を軽減する目的として、遺言や遺産分割協議書を作成した上で、相続手続きを行うようにしています。金融機関の対応がバラバラなため、高齢者の方の場合混乱されることが多くあります。そのため、相続税に大変な時間を費やさねばならないことがあります。

贈与されたもののなか、名義預金なのかという判断が難しい場合が多いです。また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

また、支店によっては、相続人全員の署名・捺印を求めたそうです。

申告漏れ相続財産の金額の推移



国税庁「平成22事務年度における相続税の調査の状況について」